

テナント営業に係る個別条件

病院内売店営業

1 営業日及び営業時間

- (1) 営業日
通年営業を基本とする。
- (2) 営業時間
午前7時00分から午後7時30分までを基本とする。

2 備品等の設置

営業用備品は設置に係る費用も含め事業者の負担とする。なお、備品等の設置には事前に病院と協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

3 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

4 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

5 営業許可期間

営業期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

6 その他

- (1) 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- (2) 関係法令で規定する届出は、事業者が行うこと。
- (3) 固定電話を事業者の負担で設置すること。
- (4) 病院内営業により難い事情が生じたとき、又は疑義が生じた場合は、病院及びテナント事業所で協議し定めるものとする。